

デジタル・プラットフォームのルールの整備

— 競争政策の観点から —

薄井 繭実

(経済産業委員会調査室)

《要旨》

デジタル・プラットフォームと利用事業者間の取引環境整備を図るため、2020年2月、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案」（以下「本法律案」という。）が第201回国会に提出された。GAF A（Google、Amazon、Facebook、Apple）に代表されるデジタル・プラットフォームを巡っては、優越的地位の濫用等の競争法上の問題や個人のデータの不当な取得等の問題が取り沙汰され、EUや米国においても規制が強化されている。我が国においても、デジタル・プラットフォームを巡る競争政策上の問題については、従来から公正取引委員会による対応が図られてきたが、独占禁止法に基づく対応（排除措置命令や課徴金納付命令）は厳格な事後規制の執行という性質上、迅速かつ効果的な救済等には限界があり得ることから、問題発生を事前に防止し、取引環境の整備を図るため本法律案が提出されることとなった。

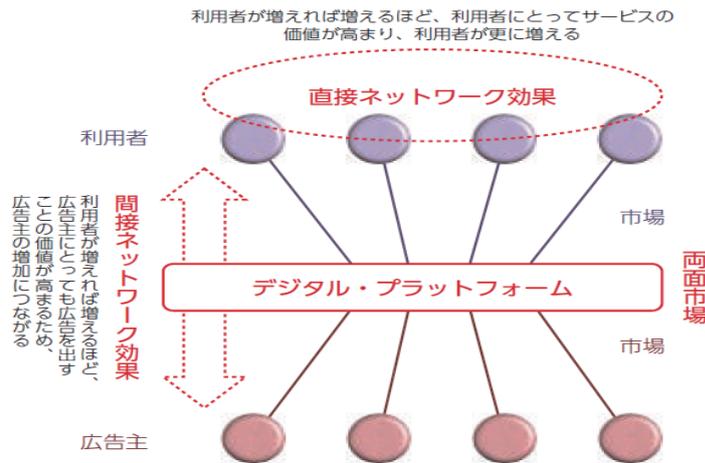
デジタル・プラットフォームと利用事業者間における取引環境の改善が図られることは望ましいものと言えるが、物理的にも規制が及びにくい外国事業者に対する規制の実効性をどのように担保するか、また、高度な情報技術を駆使してビジネスを展開するデジタル・プラットフォームに対して行政機関がどのように専門性を備え、連携して取り組んでいくか等が課題となる。

1. デジタル・プラットフォームの特性と課題

近年の情報技術の発達等により、デジタル・プラットフォームと呼ばれる事業が我々の日常に広く浸透しつつある。インターネット上で商品やサービスを売買する電子商取引が普及したことや、検索サービス、地理情報サービスを容易に利用することができるようになったことは、消費者の暮らしの利便性を飛躍的に向上させている。また、中小企業者等にとっては、従来であれば取引相手とならなかった企業や消費者との結び付きを通じて、国内外の販路を開拓することで成長への可能性が高まるなど、消費者、企業双方にとって

大きな恩恵がもたらされている。このようなデジタル・プラットフォーム事業は、プラットフォームの下に企業や消費者という異なる複数の層が存在する両面市場（多面市場）であり、ネットワーク効果¹や、規模の経済性²等を通じて利用者の効用を大きく増加させる一方、利用者のプラットフォーム間におけるスイッチングコスト³を上昇させ、独占化、寡占化をもたらしかねない等の特性を有している。ネットワーク効果について、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を例に挙げれば、当該SNSへの参加者が多ければ多いほど、そのネットワークの価値が高まり、更に参加者を呼び込むという現象が生じ、その結果、多くの利用者を抱えるSNSは、更に利用者を獲得することが可能となり、規模を拡大していくことになる（直接ネットワーク効果）⁴。また、検索サービスを例に挙げると、検索サービスの利用が増えると、当該検索サービスに広告を掲載している広告主にとっても魅力的となるため、広告主も増えていく関係にあり、一方の市場での利用者の増加が、その市場の利用者のみならず、もう一方の市場での利用者をも増やしていくことになる（間接ネットワーク効果）⁵。このような特性により、特定のプラットフォームに利用者の集中が更に進むことになる（図表1）。

図表1 ネットワーク効果



（出所）総務省『令和元年版情報通信白書』71頁

¹ ネットワーク効果には、直接ネットワーク効果と間接ネットワーク効果があり、直接ネットワーク効果とは、同じネットワークに属する参加者が多ければ多いほど、それだけ参加者の効用が高まる効果であり、また、間接ネットワーク効果とは、同じネットワークに属する参加者グループが複数存在し、一方のグループの参加者が増えれば増えるほど、他方のグループの参加者の効用も高まる効果である（公正取引委員会「デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する実態調査報告書」（2019年10月）6頁<<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/oct/191031b.pdf>>（2020.3.27最終アクセス））。

² デジタル・プラットフォームは、情報通信技術やデータを用いた取引の場であるため、サービスの提供に係る限界費用が低く、これにより効率的にネットワークの規模を拡大し、より低コストでより良いサービスを提供することができる（前掲脚注1）。

³ デジタル・プラットフォームを切り替える際に、切り替えない場合と比べ、労力や資源を余分に投入する必要がある場合、その余分な労力や資源をスイッチングコストといい、また、デジタル・プラットフォームの利用を止めたいと考えたとしても、スイッチングコスト等を理由として止めることができない状態をロックインという（前掲脚注1 7頁）。

⁴ 総務省『令和元年版情報通信白書』70頁

⁵ 前掲脚注4

2. 本法律案検討経緯

2018年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」において、デジタル・プラットフォームに係るデータの移転や開放等を含め、中小企業やベンチャーを含めた公正かつ自由で透明な競争環境の整備等を図るため、2018年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進めることとされた。これを受け、経済産業省、公正取引委員会及び総務省において、「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」（以下「検討会」という。）が設置され、競争政策、情報政策、消費者政策等の観点から検討が進められた結果、2018年12月18日、「プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」（以下「基本原則」という。）（図表2）が策定された。

図表2 基本原則に示された項目

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. デジタル・プラットフォームに関する法的評価の視点2. プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進3. デジタル・プラットフォームに関する公正性確保のための透明性の実現4. デジタル・プラットフォームに関する公正かつ自由な競争の実現5. データの移転・開放ルールの検討6. バランスのとれた柔軟で実効的なルールの構築7. 国際的な法適用の在り方とハーモナイゼーション |
|--|

（出所）経済産業省、公正取引委員会、総務省「プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則の概要」（2018年12月18日）を基に作成

その後、基本原則に基づき、検討会の下に設置されたワーキング・グループ⁶において、競争政策、情報政策の観点から詳細な検討が行われた。競争政策については、2019年5月、「取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション」が公表され、利用者及び事業者との関係における公正な取引慣行を実現する必要性があるとした上で、変化の早いデジタル市場におけるイノベーションの維持、促進とのバランスのとれたルール整備が重要であることが示された。また、ルール整備の方向性については、独占禁止法の積極運用を中心に据えることが望ましいものの、独占禁止法に基づき排除措置命令や課徴金納付命令を課すことは、厳格な事後規制の執行という性質上、迅速かつ効果的な救済等には限界があるため、同法の迅速かつ適切な執行を可能とする方策を検討するとともに、同法を補完してデジタル市場の透明性・公正性を促進する規律を検討すべきことが示された⁷。規制の方法としては、自主規制の自主性・柔軟性を活かしつつその限界を政府が補完する「共同規制⁸」を検討することなどが提案された。

⁶ 競争政策については、「透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループ」において、また、情報政策については、「データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループ」においてそれぞれ検討が行われた。

⁷ 経済産業省、公正取引委員会、総務省「取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション」（概要）（2019年5月21日）

⁸ 法律で抽象的な規範・原則を定めつつ、その具体化に際しては自主的取組を尊重する仕組みが共同規制の典型例とされている（デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会「取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション」（2019年5月21日）20頁）。

3. 実態調査結果の概要と規制の方向性

基本原則では、「透明性及び公正性を実現するための出発点として、大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める」とされた。これを踏まえ、公正取引委員会、総務省において、まずは特に問題点の指摘が多いオンラインモール及びアプリストアを対象として、取引に係る独占禁止法・競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等の有無やデータの取扱状況等を明らかにするため、実態調査が実施された。

(1) 実態調査結果の概要

ア 公正取引委員会による実態調査

公正取引委員会において、2019年1月からデジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する調査が実施され、同年4月に中間報告⁹が、10月に実態調査報告書¹⁰が公表された。

実態調査の結果、オンラインモールにおける事業者間取引と、アプリストアにおける事業者間取引の双方において、利用事業者から、運営事業者（以下「デジタル・プラットフォーム提供者」という。）による不利益な内容を含む一方的な規約の変更や、出店・出品の拒絶、高額な手数料等の問題点が指摘されていることが明らかとなった。実態調査報告書では、利用事業者から指摘されているデジタル・プラットフォーム提供者の行為を①取引先に不利益を与え得る行為、②競合事業者を排除し得る行為、③取引先の事業活動を制限し得る行為、④公正性・透明性に欠けるおそれのある行為の4つに分類した上で、①から③については、どのような場合に独占禁止法上問題となるかについて公正取引委員会の考え方が示されるとともに、④についてはデジタル・プラットフォーム提供者による自主的な取組を促すためのルールを法律で定めることは有効であるとの見解が示された。上記4分類について利用事業者から指摘された事項は、図表3のとおりであり、本法律案の整備は、④に該当する部分について対応しようとするものとなっている。

イ 総務省による実態調査結果の概要

総務省においては、デジタル・プラットフォーマーのデータの取扱い等について、2019年9月に調査が行われた¹¹。その結果、オンラインモールの出店者等がプラットフォームの乗換えをスムーズに行うための仕組みに関しては、回答者の80%程度がその必要性を

⁹ 公正取引委員会「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査について(中間報告)」(2019年4月17日)<<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/apr/kyokusou/190417betten.pdf>>(2020.3.27最終アクセス)。なお、調査は、事業者に対して公正取引委員会のウェブサイト内のリンク先ページから広く回答を求めるオンラインアンケートにより、実施された(上記資料別添1頁)。

¹⁰ 前掲脚注1。なお、調査は、オンラインモール、アプリストアの利用事業者に対するアンケート調査、及びデジタル・プラットフォームサービスの利用者(消費者)に対するアンケート調査のほか、デジタル・プラットフォーム提供者及び利用事業者への聴取調査により実施された(前掲脚注1 12~13頁)。

¹¹ 総務省「デジタル・プラットフォーマーのデータの取扱い等に関する調査について(概要)」(2019年11月5日)<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi_wg/dai3/siryou2-1.pdf>(2020.3.27最終アクセス)。なお、調査は、オンラインモール出店者(103社)、アプリ提供者(103社)、オンラインモール、アプリストア利用者(ユーザー)へのWebアンケート調査(サンプル数3,096)による方法で実施された(上記資料2頁、12頁)。

指摘しており、ロックイン効果¹²が見られること等が明らかとなった。また、利用事業者からは、プラットフォームの乗換えをスムーズに行うための方法として、データの取得・移転を行おうとする場合の取扱条件の明確化や利用事業者がデジタル・プラットフォーム提供者と協議できる場の必要性等が指摘された¹³。

図表3 実態調査における利用事業者からの指摘一覧

①取引先に不利益を与え得る行為	(1) 一方的な規約変更による取引条件の変更等 (2) 手数料の算定方法・根拠が不明瞭等 (3) 利用事業者に対する商品等画像表示の変更作業要請等 (4) 売上金支払の強制的な留保等 (5) デジタル・プラットフォーム提供者の倉庫内における商品の破損・紛失への負担強制等 (6) 消費者に対する返品・返金の際の負担強制等 (7) 広告枠の強制的な購入要請等 (8) 規約違反に対する強制的なペナルティ等
②競合事業者を排除し得る行為	(1) 他のアプリストア等の利用制限 (2) 取引データを利用したデジタル・プラットフォーム提供者の直接販売 (3) 自己又は自己の関連会社の優遇等 (4) 自社の商品と競合する商品の出品不認可等
③取引先の事業活動を制限し得る行為	(1) 最恵国待遇条項（MFN条項）（注） (2) 顧客への直接的な販売促進活動の制限等 (3) アプリ内課金の強制とアプリ外決済の制限 (4) 販売価格の階層設定による自由な販売価格の制限等
④公正性・透明性に欠けるおそれのある行為	(1) 検索・表示基準の不透明さ等 (2) 利用事業者に対する説明・情報開示の不十分さ等 (3) 審査基準及び運用の不明確さ等 (4) 相談体制・紛争解決手段の不備等

（注）MFN条項とは、デジタル・プラットフォーム提供者が利用事業者に対して、デジタル・プラットフォーム上で販売される商品の販売価格や品揃えについて、他の販売方法によるそれと同等以上の取扱いを義務付ける条項のことをいう。

（出所）公正取引委員会「デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する実態調査報告書」（2019年10月）を基に作成

（2）規制の方向性

公正取引委員会により実施された調査結果や、諸外国の動向等を踏まえ、2019年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、データ市場のルール整備を図ることが示された¹⁴。これを受け、同年9月に、内閣官房長官を本部長とする「デジタル市場競争本部」及び、同本部の下に「デジタル市場競争会議」が設置された。同年12月には、同会議において、「デジタル・プラットフォーム取引透明化法案（仮称）の方向性」¹⁵が示され、デジタル・プラットフォーム提供者と利用事業者との取引環境の改善を図り、公正かつ自由

¹² 前掲脚注3

¹³ 前掲脚注11

¹⁴ 成長戦略実行計画には、デジタル・プラットフォーム企業と利用事業者間の取引の透明性・公正性確保のためのルール整備のほか、個人が自らのデータの利用の停止を企業等に対し求めていく仕組みの導入等を検討し、個人情報保護法の見直しを図ることについても提起された。これを踏まえ、2020年3月10日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第48号）が第201回国会に提出された。

¹⁵ 第2回デジタル市場競争会議 参考資料2「デジタル・プラットフォーム取引透明化法案（仮称）の方向性」〈<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi/dai2/sankou2.pdf>〉（2020.3.27最終アクセス）

な競争を促進するため、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いものを「特定デジタル・プラットフォーム」として特定し主な規律の対象とすること、ルール整備については、変化の早いデジタル市場において、イノベーションを阻害しないようにするため情報開示と自主的な取引環境の改善を促進する規律を設け、国が定期的にモニタリングを行う方式とすることなどの方向性が示された。以上のような経緯を経て、本法律案は2020年2月18日に閣議決定され、同日、第201回国会に提出された。

4. 本法律案の概要

(1) 規律の対象

本法律案では、デジタルプラットフォーム¹⁶について、以下①多数の者が利用することを予定してデジタル技術を用いて構築した場（ホームページ等）において商品等提供利用者（以下「利用事業者」という。）と一般利用者との取引等をつなぐ場（多面市場）を提供すること、②ネットワーク効果を利用したものであること、③インターネット等を通じて提供することの3つの要件を満たす役割と定義している（第2条第1項）。そのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いものを政令で定める事業区分・規模の要件に従って「特定デジタルプラットフォーム」として指定し、規律の対象とすることとしている（第4条第1項）。政令において定められる事業区分・規模の具体的要件としては、①対象となる事業分野における国民生活及び国民経済への影響の大きさ、②当該分野の一部のデジタルプラットフォームへの利用の集中度合い、③取引の実情及び動向を踏まえた利用事業者の保護の必要性、④他の規制や施策での対応の状況、⑤当該分野内において一定の規模（売上高、利用者数等）があると認められることなどが想定されている¹⁷。対象となる事業分野は、現時点では、各種調査で取引上の問題点が明らかとなっている大規模なオンラインモール、アプリストアが想定されている。また、本法律案は、国内外の特定デジタルプラットフォーム提供者を等しく規律の対象とすることとし、国内事業者であるか、外国事業者であるか、会社形態について株式会社であるか、合同会社等であるかなどを問わず規律の対象とすることとしている。

(2) 情報開示

ア 提供条件の開示

前述の公正取引委員会による実態調査等において、利用事業者から、一方的な規約の変更、自社商品と競合する商品の出品不認可、検索・表示基準の不透明さ、相談体制・紛争解決手段の不備、データの取扱いに関する不透明さ等が指摘されたことを踏まえ、

¹⁶ 本稿では全体を通して、「デジタル・プラットフォーム」と表記しているが、経済産業省「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案関係資料」（2020年 第201回国会）では、「デジタルプラットフォーム」と表記されているため、本稿4においては、「デジタルプラットフォーム」と表記することとする。

¹⁷ 参考として、日本のオンラインモール、アプリストアの市場規模は、2018年でそれぞれ18.0兆円、1.7兆円に上るとされる。また、データを利用したビジネスの影響力の拡大により、2019年の世界トップ10企業のうち6社（時価総額合計431兆円）がデジタル・プラットフォーム企業であるとされている（未来投資会議（第33回）配布資料1「デジタル市場に関する基礎資料」1～2頁）。

本法律案では、特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用事業者等¹⁸に対して、特定デジタルプラットフォームを提供する場合の提供条件の開示を行わなければならないこととされている（第5条第1項）。利用事業者に対する提供条件の具体的な開示項目については、①特定デジタルプラットフォームの提供を拒絶する場合の判断基準、②特定デジタルプラットフォーム提供者の指定する他の有償のサービス（特定の決済手段やコミュニケーションツール等）の利用等を要請する場合におけるその内容・理由、③検索表示の順位の設定に用いられる主要な事項（商品価格や消費者によるレビュー数などが考えられる）¹⁹、④特定デジタルプラットフォーム提供者が取得・使用する商品等提供データの内容（商品の売上額の推移等）及び取得・使用条件、⑤利用事業者による商品等提供データの取得・他の者への提供の可否とその内容、方法、条件、⑥利用事業者が苦情の申出や協議の申入れをするための方法、⑦そのほか特定デジタルプラットフォームの提供条件のうち開示することが特に必要なものとして経済産業省令で定める事項とされている（第5条第2項）（デジタルプラットフォーム提供者による開示項目の一覧は図表4参照）。

イ 特定の行為を行う場合の開示項目

また、デジタルプラットフォーム提供者が利用事業者に対して以下の行為、すなわち、①提供条件によらない取引実施の要請（契約に無い作業要請等を行うこと等が想定される）、②提供の一部の拒絶、③そのほか利用事業者の利益を損なうおそれがあるため開示することが特に必要なものとして経済産業省令で定める行為（支払の留保などが想定される）を行う場合には、その内容や理由等を開示しなければならないこととされている（第5条第3項）。また、特に重要な行為と認められる行為、すなわち、①提供条件の変更、②提供の全部の拒絶を行う場合には、行為の重要性に鑑み、事前（行為日の前日まで）にその内容や理由等を開示しなければならないこととされている（第5条第4項）（図表4）。

上記ア、イの開示項目は、公正取引委員会が実施した前述の実態調査において、利用事業者から指摘された事項等を基に設けられたものとされる。

図表4 特定デジタルプラットフォーム提供者の開示項目一覧

提供条件の開示に関する開示項目（第5条第2項第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ①特定デジタルプラットフォームの提供を拒絶する場合の判断基準 ②他の有償のサービス（特定の決済手段やコミュニケーションツール等）の利用を要請する場合の内容・理由 ③検索表示の順位の設定に用いられる主要な事項 ④特定デジタルプラットフォーム提供者が取得・使用するデータの内容、条件 ⑤利用事業者による商品等提供データの取得・他の者への提供の可否とその内容、方法、条件
----------------------------	--

¹⁸ 情報開示の対象には利用事業者のほか、一般利用者が含まれるが、本法律案の主な目的が利用事業者の利益の保護であることから、その保護に資する範囲で一般利用者への情報開示を義務付けることとされている。なお、一般利用者への具体的な開示項目は、検索表示の順位の設定に用いられる主要な事項や、特定デジタルプラットフォーム提供者が取得・使用する商品等提供データの内容、条件等とされている（第5条第2項第2号）。

¹⁹ アルゴリズム等の詳細設計を明らかにすることは、それを悪用しようとする者が生じる可能性があることから、アルゴリズムではないとされている。

	⑥利用事業者が苦情の申出や協議の申入れをするための方法 ⑦そのほか特定デジタルプラットフォームの提供条件のうち開示することが特に必要なものとして経済産業省令で定める事項
特定の行為を行う場合の開示項目（行為を行う時点）（第5条第3項）	①提供条件によらない取引実施の要請を行う場合にはその内容及び理由 ②提供の拒絶（一部の拒絶）をする場合にはその内容と理由 ③そのほか特定デジタルプラットフォーム提供者が行う行為のうち利用事業者の利益を損なうおそれがあるため開示することが特に必要なものとして経済産業省令で定める事項
特定の行為を行う場合の開示項目（行為を行う日以前）（第5条第4項）	①提供条件の変更を行う場合にはその内容及び理由 ②提供の拒絶（全部の拒絶）をする場合にはその旨と理由

（出所）経済産業省「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案関係資料」（2020年 第201回国会）を基に作成

ウ 勧告・命令

上記の提供条件等の開示が行われない場合には、経済産業大臣は、行政措置として開示を行うよう勧告を行い（第6条第1項）、勧告に従わない場合には、措置命令を出すことができ（第6条第4項）、勧告、措置命令を行った場合には、これを公表しなければならないこととされている（第6条第3項及び第6項）。ネットワーク効果は、マイナスの方向に働くこともあり、一度評判が落ちると事業継続への悪影響も懸念される。そこで、経済産業大臣による公表を行うことにより、当該デジタルプラットフォーム提供者が自主的な判断により、自社の評判（Reputation：レピュテーション）やブランドイメージを維持、向上するための取組を行うことを期待するものといえる。なお、この命令に従わない場合には100万円以下の罰金に処することとされている（第23条）。

（3）手続・体制整備

ア 手続・体制の整備

公正取引委員会が行った前述の実態調査では、出店停止等の処分を受けた場合であっても相談をしても何の解決にもならなかったとの指摘や、特定の裁判所を合意管轄裁判所と規定しているため、遠隔地にいる利用事業者は裁判を提起できないとの指摘²⁰が見られた。このような指摘を踏まえ、本法律案では、特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用事業者との相互理解の促進を図るため、必要な措置を講じなければならないこととされている（第7条第1項）。具体的にどのような措置をとるかは、デジタルプラットフォーム提供者において判断されるが、措置の適切かつ有効な実施に資するため経済産業大臣は必要な指針を定めることとされている（第7条第2項）（指針の主な内容と想定される具体的な措置については図表5参照）。なお、本法律案の検討の過程においては、取引拒絶など利用事業者のサービス継続を困難とすること、新たな負担を課すなど利用事業者が不利益になるような内容に契約を一方的に変更すること、また、契約にない運

²⁰ 前掲脚注1 93頁

用を押しつけることなど、一定の取引上の不当行為をしてはならないとの規定（いわゆる禁止事項）を定めるべきかについても検討することとされていたが²¹、デジタルプラットフォームが新たなイノベーションの源泉となることを踏まえ、その革新的な取組を阻害するおそれがあるとの理由から本法律案には規定されないこととなった。

図表5 指針の主な内容と想定される具体的な措置

指針に定める事項	想定される具体的な措置
①特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者との間の取引における相互理解の促進を図るために必要な措置	取引拒絶の判断基準の整備等
②取引の公正さを確保するための体制や手続の整備	利用事業者からの問い合わせに対するマニュアルの整備等
③苦情処理や紛争処理体制等の整備	苦情対応窓口の設置等
④利用事業者等と緊密な連絡を行う等のための管理者の選任	国内管理人等の対応体制の整備等（法人であるか個人であるか等の外形的な要件はないものとされている。）
⑤その他、特定デジタルプラットフォーム提供者が利用事業者の意見や事情を十分に考慮するために必要な措置	規約の大きな変更を行う場合の説明会の開催等

（出所）経済産業省「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案関係資料」（2020年 第201回国会）を基に作成

イ 勧告

特定デジタルプラットフォーム提供者が利用事業者との相互理解の促進を図るために講ずべき措置の実施に関し、特に必要があると認められる場合は、経済産業大臣が勧告をすることができ（第8条第1項）、勧告を行った場合には、これを公表しなければならないものとされている（第8条第2項）。この点、前述の提供条件等の開示（本稿4（2））に関しては、措置命令を出すことができるとされているが、講ずべき措置に関しては、勧告のみとなっている。その理由は、特定デジタルプラットフォーム提供者が必要な措置を判断して自主的に取り組むことが望ましいためであるとされる。

（4）運営状況の報告とモニタリング・レビュー

本法律案の検討過程において、情報開示と自主的な取引環境の改善を促進する規律を設け、定期的なモニタリングを行う「Pledge and Review²²」の仕組みを採用することが示されていた。このような考え方を受け、本法律案では、特定デジタルプラットフォーム提供者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、報告書を経済産業大臣に提出しなければならないこととされている。報告書に記載すべき事項としては、①特定デジタルプラットフォームの事業概要、②特定デジタルプラットフォームについての苦情処理及び紛争解決、③提供条件等の情報の開示の状況（本稿4（2））、④運営における手続、体制の整備

²¹ 前掲脚注15 2頁

²² ある主体が自主的に目標を掲げてプレッジ（誓約）し、取り組み状況等について第三者からのレビュー（評価）を受けながら、目標の達成を図ろうとするものであり、気候変動対策の枠組等（パリ協定等）において活用されている仕組みである（「プレッジ&レビュー方式」とも呼ばれる）。

の状況（本稿4（3））、⑤上記②～④の事項について自ら行った評価の5項目が規定されている（第9条第1項）。そして、経済産業大臣は、上記5項目について報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容その他の経済産業大臣が把握する事実に基づき、評価を行うこととしている（第9条第2項）。特定デジタルプラットフォーム提供者はこの評価結果を踏まえ、事業の透明性及び公正性の自主的な向上に努めなければならないとされ（第9条第6項）、いわゆる努力義務となっているが、報告書の概要と評価結果の公表が義務となっていることから（第9条第5項）、広く国民一般からも評価を受けることを通じて、透明性及び公正性の向上に向けた自主的な取組が進められることが期待されている。

（5）経済産業大臣に対する申出及び報告徴収・立入検査

利用事業者及び一般利用者は、特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置（本稿4（2）及び（3））が講じられていないと認めるときは経済産業大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができることとしている（第10条第1項）。また経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定及び指定の取消しを行うために必要な限度でデジタルプラットフォーム提供者に対し事業の状況を報告させ、又は職員に事務所等へ立ち入り、帳簿や書類等を検査させることができることとしている（第12条第1項）。

（6）公正取引委員会との連携

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性を阻害する行為があり、その事実が独占禁止法第19条（不公正な取引方法の禁止）の規定に違反しているときは、経済産業大臣は、公正取引委員会に対し適当な措置をとるべきことを求めることができることとしている（第13条）。ただし、当該違反行為が特定の事業者だけでなく多くの利用事業者に行われている場合など²³には、適当な措置をとるべきことの求めをすることとしている。

（7）その他

ア 資料提出の要求

本法律案において、経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定に係る政令の制定等に必要な限度において、一般のデジタルプラットフォーム提供者や利用事業者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができることとしている（第15条第1項）。なお、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定に当たっては、売上額や利用者数など経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならないこととされており（第4条第2項）、当該届出義務に反して届出をしないような悪質な事業者に対しては、報告徴収や立入調査等を行うことも考えられ、それらを拒んだ者は50万円以下の罰金に処せられることとされている（第24条）。

イ 公示送達

²³ 公正取引委員会への措置の求めについて、必ずしも明確な規定となっていないが、これは多様なデジタル・プラットフォームの特性に鑑み、定量的に要件を定めることが困難であったからであるとされている。

本法律案は外国事業者にも等しく適用することとされており、外国事業者に対する実効性確保の手段として公示送達の規定が設けられている（第 19 条～第 21 条）。情報開示義務等に違反している外国事業者に対して行政処分に係る書類の送達が行われる際に、日本国内に当該事業所の拠点がない上、文書受領権限を有する代理人も選任されておらず、かつ領事送達²⁴によっても送達が困難な状況が生じ得る。このように外国事業者への書類の送達が事実上困難な場合には、経済産業大臣は、公示送達の方法によって書類の送達をすることができるとしている。公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を経済産業省の掲示場に掲示することにより行うこととされており、公示送達は、掲示を始めた日から 2 週間、外国においてすべき送達については 6 週間を経過することによって効力を生ずることとしている。

ウ 施行期日

施行期日は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内で政令で定める日とされている（附則第 1 項）。なお、施行に当たっては、本法律案に係る政令・省令の整備が必要となる。

5. 独占禁止法の執行状況とガイドラインの整備

（1）執行状況

本法律案は、公正取引委員会が行った前述の実態調査等を踏まえ、デジタル・プラットフォーム提供者と利用事業者間における取引の公正性・透明性を高めることを目的として、デジタル・プラットフォーム提供者による自主的な取組を促すためのルール整備を図るものであるが、デジタル・プラットフォーム提供者による行為が独占禁止法に違反していると認められる場合には、同法に基づいて対応が図られることとなる。公正取引委員会においては、これまでも独占禁止法に基づくデジタル・プラットフォーマーへの調査等を行ってきた（図表 6）。そうした事例を概観すると公正取引委員会の調査の実施を受け、排除措置命令や課徴金納付命令が出される前に事業者自らが是正改善の措置を行っていることが読み取れる。

図表 6 デジタル・プラットフォーマーに対する独占禁止法上の近年の対応

年月	事案
2017.6	アマゾンジャパン合同会社が利用事業者との契約において、価格及び品揃えについて、他のプラットフォームの出品と比べて最も有利なものとするという同等性条件を課していたことについて、審査が行われた。 ⇒同社から、同等性条件について独占禁止法違反の疑いを解消する措置を速やかに講じるとの申出が行われたことから審査終了。

²⁴ 領事送達は、在外日本国大使館・領事館等を通じ、外国事業者の所在する国の外務当局に対して、外国事業者に対する送達を行うことについての応諾を求め、応諾が得られた場合には、通常、外務省を通じて、在外日本国大使館・領事館等に対して外国事業者に対する送達を囑託する方法がとられている。書類の送達については民事訴訟法第 108 条を準用しており、領事送達のほか、管轄官庁送達という方法が規定されているが、管轄官庁送達を行うためには、当該外国の協力を必要とすることから、当該外国と我が国との間で条約その他の取り決めがなければならない（秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ〔第 2 版〕』（日本評論社、2006 年）408 頁）。本法律案については、現時点では、そのような条約等は存在しないことから、少なくとも当面の間は、外国事業者に対する送達は領事送達の方法により行うこととなる。

年月	事案
2017. 8	アマゾンウェブサイトで電子書籍の販売を行っているアマゾン・サービス・インターナショナル・インクから、電子書籍に関する出版社との契約において、出版社と他のプラットフォームにおける一般消費者との取引との同等性条件を義務付けていたが、同社から自発的な是正措置を講ずるとの報告がなされた。 ⇒公正取引委員会は、問題解消措置が講じられたと判断。
2018. 5	みんなのペットオンライン株式会社がペットのブリーダーに対し、同社以外の仲介サイトにペット動物に関する情報を掲載することを制限している疑いがあり、審査が開始された。 ⇒同社から改善措置を自発的に講じた旨の報告があり、審査終了。
2018. 7	アップル・ジャパン合同会社が携帯電話会社との契約に基づき、携帯電話会社がiPhone 購入者に提供する端末購入補助等について、携帯電話会社の事業活動を制限している疑いがあることから審査が開始された。 ⇒同社親会社のアップル・インクから契約の一部改定の申出がなされ、審査終了。
2018. 10	エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シーとその利用事業者との間の契約において、他の民泊サービス仲介サイトへの情報の掲載等を制限する規定を定め、利用事業者の事業活動を制限している疑いがあったことから審査が行われた。 ⇒同社から、当該制限に係る規定を適用する権利を放棄する措置を速やかに講じるとの申出がなされ、審査終了。
2019. 10	楽天株式会社が「楽天下ラベル」というウェブサイトに宿泊施設を掲載する利用事業者との契約において、宿泊料金及び部屋数については、他の販売経路よりも有利なものとするよう条件を定めていたことから、独占禁止法（不公正な取引方法の規定）に違反する疑いがあるとして、確約手続通知（注2）が行われた。 ⇒同社から確約計画の認定申請があり、公正取引委員会は、当該計画を認定。
2020. 2	楽天株式会社は、2019年12月に2020年3月18日以降に消費者が税込み3,980円以上を購入した場合に原則として送料無料と表示すること（送料無料ライン）を利用事業者に要請したことについて、2020年2月28日、東京地方裁判所に対して緊急停止命令（注3）の申立てが行われた。
2020. 3	2020年3月6日、楽天株式会社が送料込みライン（前述の送料無料ラインを同年2月送料込みラインに名称変更）について、利用事業者が任意に選択できるようにすること等を発表したことを受け、公正取引委員会は3月10日、緊急停止命令を取り下げたが、本件に対する審査は継続。

(注)1. 年月は、いずれも公正取引委員会による報道発表が行われた時点を示している。

(注)2. 確約手続とは、独占禁止法違反の疑いを公正取引委員会と事業者との間の合意により解決する仕組みであり、独占禁止法違反行為を認定することなく、事業者による違反被疑行為の是正を促すことが可能となるもの。競争上の問題の早期是正、公正取引委員会と事業者が協動的に問題解決を行う領域の拡大に資するものとして、2018年12月に導入された。

(注)3. 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立てにより、独占禁止法上の規定に違反する疑いのある行為をしている者に対して当該行為等の執行を一時停止すべきこと等を命じることができる（独占禁止法第70条の4第1項）。通常、公正取引委員会の調査が行われる場合、違反行為を停止させるには排除措置命令が発令されることになるが、楽天による送料込みライン施策の実施予定日（2020年3月18日）が近づく中で、排除措置命令の発令には通常約1年程度の期間が必要となることから、比較的短期間で当該措置の停止を命ぜられる緊急停止命令が行われたものと考えられる。

(出所) 公正取引委員会ホームページ 報道発表資料 独占禁止法（排除措置命令・警告等）の中からデジタル・プラットフォームに係る事案（2016年から2020年3月末まで）を抽出して作成

（２）実態調査等を踏まえた対応状況

公正取引委員会では、前述の実態調査を踏まえ、デジタル・プラットフォームに関する競争政策上の懸念について、①優越的地位の濫用（デジタル・プラットフォームが正常な商習慣に照らして不当に取引先に不利益を及ぼすこと）、②独占・寡占的な地位にあるデジタル・プラットフォームが他のデジタル・プラットフォームを排除する又は参入を阻止すること、③デジタル・プラットフォームが利用条件を自ら設定できる地位を利用して競合する出店・出品事業者を排除すること、④市場において有力な地位にあるデジタル・プラットフォームが競争を実質的に制限するような企業結合をすることの4つに分

類した上で²⁵、独占禁止法違反行為に対しては事案の性質に応じて排除措置命令等により対処しつつ、確約手続の活用により懸念の早期是正・解消を図ることとしている。

また、経済のデジタル化を踏まえた企業結合審査や、対消費者取引における優越的地位の濫用の考え方の明確化を図るため、2019年12月に「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（以下「企業結合ガイドライン」という。）の改定、「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（以下「消費者優越ガイドライン」という。）の公表が行われた。改定後の企業結合ガイドラインでは、デジタル分野における企業結合審査について、スタートアップ企業のような現時点では規模が小さいもののデータ・知的財産権等の競争上重要な資産等を有している企業等が買収される場合の考え方等が明示されたほか、手続面では、届出基準²⁶を満たさなくとも買収に係る対価の総額が大きく、かつ、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合等は公正取引委員会に相談することが望ましいことが明確化された²⁷。消費者優越ガイドラインでは、これまで事業者間取引に対して適用してきた優越的地位の濫用規制が対消費者取引においても適用され得ることが明確化され、デジタル・プラットフォーム事業者による個人情報等の取得又は利用における行為がどのような場合に優越的地位の濫用として問題となるかについてその考え方が示された²⁸。

6. 諸外国の動向²⁹

EUにおけるデジタル・プラットフォーマーへの規制の動向については、欧州委員会がGoogleに対して、比較ショッピングサービス（Googleショッピング）において自社のサービスを他社に比べて違法に有利にしたとして24.2億ユーロの制裁金を決定した事案（2017年6月公表）のほか、アプリの違法な抱き合わせ販売や競合製品の開発・頒布の不当な妨害を行っているとして43.4億ユーロの制裁金を決定した事案（2018年7月公表）、さらに、検索連動型広告サービス（検索結果に連動して表示される広告）に係るウェブサイト所有者との契約において、検索結果ページ上最も収益力のあるスペースをGoogleのためにあらかじめ確保することなどを義務付け、競合他社の市場参入を妨害したとして14.9億ユーロの制裁金を決定した事案（2019年3月公表）があり、デジタル・プラットフォーマーによる競争法違反の事案が次々と発生している³⁰。

²⁵ 垣内晋治「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査（オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引）について」『公正取引』No. 832（2020. 2）11頁

²⁶ 企業結合の種類（合併、株式取得等）に応じてそれぞれ届出基準が設けられている。

²⁷ 公正取引委員会『「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」の改定の概要』（2019年12月17日）〈<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/kikeitu/kaiteigaiyo.pdf>〉（2020. 3. 27最終アクセス）

²⁸ 公正取引委員会『「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」のポイント』（2019年12月）〈https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217_dpfgl_21.pdf〉（2020. 3. 27最終アクセス）

²⁹ 諸外国におけるデジタル・プラットフォーマーへの対応の詳細については、鈴木絢子「デジタル・プラットフォーマーと競争政策」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』No. 1088（2020. 2. 25）が詳しい。

³⁰ 公正取引委員会ホームページ「海外当局の動き（EU）」〈<https://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaiugoki/eu/index.html>〉（2020. 3. 27最終アクセス）、杉本和行『デジタル時代の競争政策』（日本経済新聞出版社、2019年）134頁

このような事案を受け、EUにおいては、競争法の執行のみならず、デジタル・プラットフォームへの法規制と運用が積極的に行われてきており、昨年、欧州委員会により「オンライン仲介サービスのビジネス・ユーザーを対象とする公正性・透明性の促進に関する規則」が策定され、2020年7月から施行される予定である。我が国において提出された本法律案は、このEUの規則を参考に作られていると考えられ、契約条件の明確化や変更を行う場合の事前通知等を定めている点、苦情処理・紛争解決制度の整備を規定している点において共通点が見られる³¹。一方、EUの規則では、基本的にオンラインモールなどのオンライン仲介サービスと、オンライン検索エンジンのみを限定して規制の対象としているのに対して、我が国の本法律案では、必要に応じて政令により規制の対象分野を広げることができることとしている点、また、EUの規則では、オンライン仲介サービスあるいはオンライン検索エンジンに該当する対象事業者については、規模を問わず、原則全てに規則上の義務が課されるのに対して、我が国の本法律案における規律の対象は、一定の規模以上の事業者のみとなっている点において違いがあるとされる³²。

また、米国においては、2018年にFacebookによる個人情報の大量流出が発覚し、消費者のプライバシー侵害などが発生したことなどを受けてGAF Aへの規制強化の方向に転換してきているとされ³³、司法省や連邦議会における本格的な調査が実施されている³⁴。

7. 主な論点

(1) 規制の実効性

本法律案の検討過程において、規制の実効性を担保する必要性について有識者から様々な指摘があった。具体的には、特に外国事業者を念頭として、信頼関係を前提とした対話方式による方策で機能するのか³⁵、公的な制裁、レピュテーションのいずれにしる違反事業者に対して大きな負の影響を及ぼすようなものにしなければ機能しないのではないかと³⁶、共同規制³⁷という方法をとった場合に積極的に信頼関係を構築しようとするインセンティブを制度としてどう組み込むかが重要である³⁸旨の指摘が挙げられる。本法律案は、国内事業者であるか外国事業者であるかを問わず規律の対象とし、国内代理人等の対応体制の整備や

³¹ 前掲脚注 29 10 頁、総務省『令和元年版情報通信白書』79 頁

³² 第 201 回国会衆議院経済産業委員会議録第 2 号 7 頁（令 2.3.6）、神山佐市君の質疑に対する経済産業省答弁。そのほか、EUの規則には、モニタリング・レビューの仕組みが規定されていないことなども違いがあるとされ、この点については、日本で事業を行う企業が欧州を含めた同業他社と比べて競争上不利になるとの指摘（Amazon 発言（仮訳）「デジタル市場競争会議ヒアリング会合議事録」（2019 年 11 月 12 日）15 頁）や、レビューシステム的设计によっては相当事業者側に負担がかかるとの指摘（楽天株式会社発言「デジタル市場競争会議ワーキンググループ第 3 回議事録」（2019 年 11 月 5 日）25 頁）もある。

³³ 『日本経済新聞』（令元. 6. 5）

³⁴ 2019 年 7 月、下院司法委員会において、GAF A 幹部に対する公聴会が行われている（“Online Platforms and Market Power, Part 2: Innovation and Entrepreneurship,” 2019. 7. 16 <<https://judiciary.house.gov/calendar/eventsingle.aspx?EventID=2258>> (2020. 3. 27 最終アクセス)）。また、米連邦取引委員会（FTC）は 2020 年 2 月、米国大手 IT 企業主要 5 社（Amazon、Facebook 等）に対して 2019 年までに手続を終えた企業買収に関する情報の提供を求める特別命令を出したとされる（『日本経済新聞』（令 2.2.12））。

³⁵ 増島雅和議員発言「デジタル市場競争会議ワーキンググループ第 1 回議事録」（2019 年 10 月 8 日）14 頁

³⁶ 川瀨昇議員発言 前掲脚注 35 17 頁

³⁷ 前掲脚注 8

³⁸ 生貝直人議員発言 前掲脚注 35 20 頁

公示送達等の規定が整備されているが、法執行上も内外無差別が担保された運用となるか、引き続き注意が必要である。また、本法律案では、革新的な取組を阻害することを防止する観点からデジタル・プラットフォーム提供者に対する禁止事項は規定せず、義務違反の事業者や定期的なモニタリング・レビューの結果を公表することによりレピュテーションリスクを梃子に自主的な改善を促すという、共同規制の方式が選択された。共同規制の方式は他の法律にはあまり類を見ないものであり、このような規制方式が規模が桁違いに大きい外国事業者に対しても実効性がある形で真に機能するかについて執行状況を注視していくことが重要となろう。

（２）評価体制の構築と省庁連携の必要性

本法律案の主務大臣は、経済産業大臣であり、必要に応じて総務大臣との協議³⁹、公正取引委員会への対応の要請を行うこととされているが、多面市場において複数のネットワークの相乗効果を狙うビジネスモデルへの規制においては、監視側の運用態勢の構築が非常に重要であり、法律と組織で縦割りのモニタリングをして法執行をするのではなく、関係省庁等が密なネットワークを組んで情報を共有し、法令全体の実効性確保のために取り組んでいくという運用態勢を構築していかなければならない⁴⁰旨の指摘がある。さらに、将来的に、より多様な分野においてデジタル・プラットフォームを利用した事業が展開される可能性があること等も踏まえ、デジタル市場競争本部が今後も省庁横断的な対応の司令塔としての役割を果たし、組織の縦割りに陥ることなく関係省庁一体となって、モニタリングを行っていく体制を構築することが重要である。また、本法律案において規定されているモニタリング・レビューについては、担当省庁における専門性を高めておくことに加え、見識を有する外部人材の登用や、専門家への意見照会を行うなど行政官庁の枠にとどまらず外部の知見を積極的に活用することも必要であろう。なお、評価に当たっては、過度な畏縮効果をもたらすものとならないよう、取引環境の透明性、公正性向上に向けた積極的取組を肯定的に評価するという視点も重要と思われる。

（３）独占禁止法の機動的な運用

前述のように、従来からデジタル・プラットフォーム提供者に対しては、独占禁止法の執行に基づく調査等が行われてきており、公正取引委員会による審査の動向は事業者の行動に影響を与えていると思われる。本法律案は、あくまでデジタル・プラットフォーム提供者と利用事業者との相互理解の促進、取引環境の整備に主眼が置かれたものであるため、不公正な取引の強制等、デジタル・プラットフォーム提供者が利用事業者に不利益を与えるような行為が現に行われている場合においては、独占禁止法の執行による当該行為の排除、是正が迅速に行われる必要があり、本法律案の制定にかかわらず、独占禁止法の厳正

³⁹ デジタル・プラットフォームにおける取引等がインターネットを始めとする高度情報ネットワークを通じて行われるものであることなどから、本法律案に係る省令や指針の制定、変更や、勧告、命令を行う場合などには電気通信事業を所管している総務大臣との協議が必要とされている。

⁴⁰ 増島雅和議員発言 前掲脚注 35 24 頁

かつ的確な執行が必要であろう。また、デジタル・プラットフォーム型ビジネスの台頭を踏まえ、2019年、改定企業結合ガイドライン及び消費者優越ガイドラインが示されたところであるが、特に、消費者優越ガイドラインの策定はこれまで事業者間取引に対してのみ適用してきた優越的地位の濫用規制を対消費者取引においても適用され得ることを明確化した点で従来の考え方を大きく転換するものである。そこで、実際の法の運用に当たっては、対消費者取引において優越的地位の濫用を適用する場合には個人情報保護法と独占禁止法との役割分担をどのように行っていくのか、また、違反行為をどのように認定するのか、その上で排除措置命令、課徴金納付命令をどのように行っていくかなどの論点について公正取引委員会による更なる検討が期待される⁴¹。

8. 結び

本法律案の目的は、デジタル・プラットフォーム提供者と利用事業者との取引環境を整備し、公正かつ自由な競争の促進を通じて、両者が共存共栄し、ひいては国民生活の向上、国民経済の発展に寄与することにある。取引の透明性、公正性は本来であれば事業者間において自ずと担保されていくことが最も望ましい姿であり⁴²、そのような意味では、今後も諸外国の動向も踏まえて、我が国の法制度がデジタル・プラットフォーム提供者へのビジネスの阻害要因とならないよう配慮すること、利用事業者の保護との両立を図ることが重要となる。また、今回採用された共同規制は、一般利用者のレピュテーションリスクを梃子に実効性を確保するというものであり、利用事業者だけでなく、個々の消費者が主体的な意識を持ってデジタル・プラットフォームを選択、利用していくことも必要であろう。現在、デジタル市場競争会議においては、デジタル広告市場の透明性・公正性や競争阻害行為の懸念等について調査が進められ、今春にも中間論点整理が公表される予定となっている。デジタル広告市場におけるルール整備等を含め、変化の激しいデジタル市場における今後の動向とその規制の在り方について、引き続き注視していく必要がある。

(うすい まゆみ)

⁴¹ 公正取引委員会も、「どういうものについて消費者に対して不当に不利益を与えていると言えるか、という分野に関して執行経験が豊富ということはとても言えず、消費者優越ガイドラインはあくまで考え方を示したものである」旨の発言を行っている（前掲脚注 35 32 頁）。

⁴² 独占禁止法により対応できるにもかかわらず、独占禁止法とは別枠の法律で規制することになるので、本法律案の制定は典型的な二重行政になってしまうのではないかと指摘（岸博幸「経産省を焼け太りさせる『プラットフォーム規制』の不安な中身」『DIAMOND online』(2019.12.20)）や、モニタリング・レビューについては、そもそもこうした仕組み自体に、対象事業者が本来自らの経営判断・投資判断に基づいて行うべき個別の取組の在り方を必要以上に縛ってしまうおそれがあるとの指摘（新経済連盟『『デジタル・プラットフォーム取引透明化法案（仮称）の方向性』等に対するコメント』(2019.12.20)）が見られる。